

## 田原市公衆無線 LAN 利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、市民及び施設利用者の利便性の向上を図るために田原市（以下「市」という。）が開設した無線によるインターネット接続環境（以下「無線 LAN」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

### (利用可能施設及び利用可能時間)

第2条 無線 LAN の利用可能施設は別表に定める。利用可能時間については原則、その施設の開館時間とし、市長又は施設管理者が決めるものとする。ただし、災害発生時やイベントなど市長又は施設管理者が特に必要があると認めた場合は、これを使用することができる。

### (無線 LAN 使用のための準備等)

第3条 無線 LAN の利用に当たり、利用者は次に掲げるものを準備するものとする。

- (1) パーソナルコンピュータ等無線 LAN (Wi-Fi) 機能を搭載した端末及び認証メールを受け取るための携帯電話又は自己の使用可能な POP 環境等 (Web メールは除く。)
  - (2) 端末及び端末付属機器等に供給する電源
  - (3) Web ブラウザ等
- 2 無線 LAN を利用するために接続する SSID は「FREESPOT」を基本とするが、施設により定める場合がある。
- 3 無線 LAN の利用料金は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

### (利用の手続)

第4条 利用者は、この規約に同意の上、前条に従い無線 LAN に接続後表示した Web ブラウザに必要な事項を入力し利用申込みを行うものとする。

### (利用者資格の停止・取消)

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止又は取り消すことができるものとする。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほかこの規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切と市長が判断した場合

### (禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市又は第三者の著作権又はその他の権利を侵害する行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 市又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (3) 市又は第三者を誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (6) 選挙期間中であるか否かを問わず選挙運動又はこれに類する行為
- (7) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線 LAN を通じて又は無線 LAN に関連して使用若しくは相手方の同意の有無にかかわらず送付又は提供する行為
- (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大

量のメールを送信する行為

(10) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量なデータ送信

(11) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し若しくは違反するおそれのある行為又は市長が不適切と判断する行為

2 前項に該当する利用者の行為によって市、利用者及び第三者に損害が生じた場合は、利用者はすべての法的責任を負うものとする。

(運用の中止)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、無線 LAN の運用を中止できるものとする。

(1) 無線 LAN のシステムの保守若しくは工事を定期的又は緊急に行う場合

(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線 LAN の運用が通常どおり実施できなくなった場合

(3) 無線 LAN のシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合

(4) その他、市長が無線 LAN の運用上、一時的な中断が必要と判断した場合

2 無線 LAN の運用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、市長は一切責任を負わないものとする。

(免責)

第8条 無線 LAN のサービス内容及び利用者が無線 LAN を通じて得る情報の内容等については、市長は一切保証しないものとする。

2 無線 LAN のサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線 LAN サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他無線 LAN に関連して発生した利用者の損害について、市長は一切責任を負わないものとする。

3 無線 LAN への接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。パーソナルコンピュータの機種、基本ソフトウェア、Web ブラウザ等によって、無線 LAN を利用できない場合があっても、市長は一切責任を負わないものとする。

4 利用者が無線 LAN を利用したことにより、第三者との間に生じた紛争等について、市長は一切の責任を負わないものとする。

5 市長は、無線 LAN の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログの収集閲覧、MAC アドレスの管理を行う場合があり、これにより特定の Web サイトへの接続を制限することができるものとする。

(本規約の変更)

第9条 市長は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附 則

この規約は、平成25年3月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年9月1日から施行する。

## (別表) 利用可能施設

| 番号 | 施設名       | 利用場所  |
|----|-----------|-------|
| 1  | 田原市役所 本庁舎 | 庁舎内   |
| 2  | 田原文化会館    | 館内    |
| 3  | 田原市総合体育館  | 館内    |
| 4  | 渥美文化会館    | 館内    |
| 5  | 中央図書館     | 館内    |
| 6  | 渥美図書館     | 館内    |
| 7  | 赤羽根図書館    | 館内    |
| 8  | 六連市民館     | 館内ロビー |
| 9  | 神戸市民館     | 館内ロビー |
| 10 | 大草市民館     | 館内ロビー |
| 11 | 田原東部市民館   | 館内ロビー |
| 12 | 田原南部市民館   | 館内ロビー |
| 13 | 童浦市民館     | 館内ロビー |
| 14 | 田原中部市民館   | 館内ロビー |
| 15 | 衣笠市民館     | 館内ロビー |
| 16 | 野田市民館     | 館内ロビー |
| 17 | 高松市民館     | 館内ロビー |
| 18 | 赤羽根市民館    | 館内ロビー |
| 19 | 若戸市民館     | 館内ロビー |
| 20 | 和地市民館     | 館内ロビー |
| 21 | 堀切市民館     | 館内ロビー |
| 22 | 伊良湖市民館    | 館内ロビー |
| 23 | 亀山市民館     | 館内ロビー |
| 24 | 中山市民館     | 館内ロビー |
| 25 | 福江市民館     | 館内ロビー |
| 26 | 清田市民館     | 館内ロビー |
| 27 | 泉市民館      | 館内ロビー |
| 28 | 華山会館      | 館内ロビー |
| 29 | 親子交流館     | 館内    |
| 30 | サンテパークたはら | 館内    |
| 31 | 田原市産業会館   | 館内    |